

令和元年10月1日から

雇用保険電子申請の事務処理を

「山形労働局 雇用保険電子申請事務センター」

で行います。

※ ハローワーク山形・村山・寒河江管内の事業所分については、令和元年8月1日申請分より先行して事務処理を行います。

現在、山形県内の各ハローワークで行っている「雇用保険電子申請手続き」について、事務処理を迅速に行うため、雇用保険被保険者に関する業務及び雇用継続給付等の雇用保険電子申請の審査事務を「山形労働局雇用保険電子申請事務センター」で集中化して行います。(裏面参照)

<ご注意ください>

- 1 手続き方法に変更はありません。
申請先は従来どおり、管轄のハローワークとなります。
電子申請画面(基本情報画面)の申請先は管轄のハローワークを選択してください。
- 2 届出内容の確認書類について、以前提出のある書類であっても届出の都度添付をお願いします。
また、必要に応じて確認書類の添付を修正指示等で依頼する場合があります。
(例:定年退職の場合の被保険者資格喪失手続き
⇒ 就業規則の定年規定部分の写しの添付)
- 3 電子申請を利用する場合は、照合省略の認可※を受けることで、賃金台帳等の確認書類の添付を省略することができます。
※ 認可の手続きについては、事業所については管轄のハローワーク、労働保険事務組合・社会保険労務士については山形労働局職業安定課へ申請・お問い合わせください。

山形労働局雇用保険電子申請事務センター

〒990-0813

山形県山形市桜町2-6-13 ハローワーク山形2F

電話 023-615-8401

FAX 023-615-8402

業務時間 午前8時30分～午後5時15分(土日祝、年末年始を除く平日)



山形労働局職業安定課

公共職業安定所(ハローワーク)

雇用保険電子申請手続きのお問い合わせ先

電子申請手続きをした届出等についての、お問い合わせ先は以下のとおりです。

手 続 き 名		対象業務・お問い合わせ先	
		電子申請 事務センター	ハローワーク
事業所に関する手続き	雇用保険の事業所設置の届出		○
	雇用保険の事業所廃止の届出		○
	雇用保険の事業所の各種変更の届出		○
	雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届		○
	雇用保険事業所非該当承認申請書		○
被保険者に関する手続き	雇用保険被保険者資格取得届	○	
	雇用保険被保険者資格喪失届(離職票交付なし・あり、期間等証明書)	○	
	雇用保険被保険者転勤届	○	
	雇用保険被保険者氏名変更届	○	
	雇用保険被保険者証の再交付の申請	○	
	雇用保険被保険者離職票の再交付の申請		○
	個人番号登録・変更届	○	
雇用継続給付に関する手続き	雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の提出及び高年齢雇用継続給付受給資格確認		○
	雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書(育児・介護)の提出及び育児休業給付受給資格確認		○
	雇用保険高年齢雇用継続給付(高年齢雇用継続基本給付金)の申請	○	
	雇用保険高年齢雇用継続給付(高年齢再就職給付金)の申請	○	
	雇用保険育児休業給付(育児休業給付金)の申請	○	
	雇用保険介護休業給付(介護休業給付金)の申請	○	

※ 直前に雇用されていた事業所の離職手続きが遅れ、取得届が処理できない場合や6か月以上遡って取得・喪失届が提出された場合、離職票の訂正等の手続きについては従来どおり管轄ハローワークで取り扱います。

(電子申請についてよくあるご質問)

Q すでに電子申請で手続き終了したもののうち、申請内容に誤りがあった場合はどうすればいいですか？

A e-Govの電子申請システムでは雇用保険に関する「訂正手続き」ができません。管轄のハローワークへご相談ください。

Q 送信した電子申請を取下げたい場合はどうすればいいですか？

A 審査終了になるまでの間であれば、e-Govの電子申請システムで取下げが可能です。申請取下げの方法については、e-Govの電子申請システムの状況確認画面から行ってください。

Q 電子申請に必要な添付書類を添付し忘れたり、記載漏れ、管轄のハローワークを誤って申請した場合はどうすればいいですか？

A 原則として「修正指示」により理由を付した上で返戻しますので、再度届け出ていただくこととなります。添付漏れには十分にご注意ください。